

# 中小企業基盤人材確保助成金

## 1 概要

中小企業基盤人材確保助成金は、都道府県知事から雇用管理の改善計画の認定を受け、当該改善計画に基づき、新分野進出等若しくは生産性の向上に必要な中小企業の経営基盤の強化に資する人材（以下「基盤人材」※といいます。）を新たに雇い入れる場合に、賃金の1年分について一定額を助成するものです。

### ※ 新分野進出等基盤人材

（新分野進出等の日から6か月以内に改善計画認定申請を行った事業所が対象）

認定計画上に、経営基盤の強化に資する人材として記載された者において、新分野進出等に係る新たな事業における業務に就く者であり、次のいずれかに該当する者

- ・ 事務的・技術的な業務の企画・立案、指導を行うことができる専門的な知識や技術を有する者
- ・ 部下を指揮・監督する業務に従事する係長相当職以上の者

### ※ 生産性向上基盤人材

（改善計画認定申請時点で2年度以上の事業年度を経過している事業所が対象）

認定計画上に、生産性向上に資する人材として記載された者であって、生産性向上に係る業務に就く者であり、次のいずれかに該当する者

- ・ 生産性向上に係る業務の企画・立案、指導を行うことができる高度な専門的知識や技術や経験を有する者
- ・ 部下を指揮・監督する生産性向上に係る業務に従事する課長相当職以上の者

## 2 内容

### （1）主な支給の要件

#### ① 新分野進出等に係る中小企業基盤人材確保助成金

イ 改善計画認定申請書による事業を開始した日から第1期の支給申請書の提出日までの間に、新分野進出等に伴う施設又は整備等の設置・整備に要する費用を250万円以上負担する事業主であること。

ロ 新分野進出等基盤人材を年収350万円以上の賃金で雇い入れる事業主であること。

#### ② 生産性向上に係る中小企業基盤人材確保助成金

イ 前事業年度における労働生産性の値が8,085,000円以下※の事業主であること。

ロ 改善計画認定申請書提出日の翌日から支給対象期の第1期初回の支給申請の提出日までに、生産性向上に係る事業用に供する設備の設置、整備費用を300万円以上支出していること。

ハ 生産性向上基盤人材を年収450万円以上（受入れの日現在、満年齢が60歳以上の者「高年齢基盤人材」は、年収400万円以上）の賃金で雇い入れる事業主であること。

※ 厚生労働大臣の定める基準

改善計画が提出された事業年度の前事業年度における認定中小企業者等の労働生産性の値が  
8,085,000円以下であること。

$$\frac{\text{前事業年度の営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{前事業年度末日の雇用保険被保険者数}} \leq 8,085,000\text{円}$$

## (2) 支給額

- ① 新分野進出等に係る助成金の支給額
  - ・ 基盤人材の雇い入れ・・・140万円/人
  
- ② 生産性向上に係る助成金の支給額
  - ・ 基盤人材の雇い入れ・・・170万円/人

## 3 問い合わせ先

上記以外にも支給の要件がありますので、詳しくは

(独)雇用・能力開発機構秋田センターへお尋ねください。